令和７年度福島県障がい者芸術文化活動支援センター補助金公募要領

１　概要

県は、県内の障がい者文化芸術活動の更なる振興を図ることを目的とし、予算の範囲内において補助金を交付する。

２　補助対象者

この補助金の対象者は、芸術文化活動を行う障がい者本人やその家族、障害福祉サービス事業所、文化施設、支援団体等（以下「事業所等」という。）を支援する拠点「障がい者芸術文化活動支援センター」（以下「支援センター」という。）を設置し、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」（平成３０年法律第４７号。以下「障害者文化芸術推進法」という。）の第７条第１項に基づく「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」に定める施策の方向性を踏まえ、次に掲げる事業を行う社会福祉法人その他の法人格をもつ団体をいうものとする。

(1)　県内における事業所等に対する相談支援

事業所等から支援方法、創造環境の整備、権利の保護、鑑賞支援、作品の販売・公演、記録・保存、地域・国際交流等に関する相談を受け付け、関係機関や専門家の紹介や専門的知見によるアドバイス、職員等の訪問による相談支援や体験講座等を行うこと。

なお、相談への対応に当たっては、相談記録のデータベース化を図るなど工夫し、障がい者芸術文化活動広域支援センター（以下「広域センター」という。）等と共有すること。

(2)　芸術文化活動を支援する人材の育成等

文化、福祉、教育等の多様な分野で芸術文化活動に関わる者等に対して、他分野に関する知識等を深めるよう、芸術文化活動の支援方法、著作権等の権利保護、障がい特性への理解等に関する研修や、現場体験プログラムの提供などを行い、人材の育成及び確保を図ること。

また、芸術文化活動に関わる各分野をつなぐ人材の育成についても工夫すること。

(3)　関係者のネットワークづくり

芸術文化活動を支える人材が連携・協力し、多角的な面から支援の在り方が考えられるよう、障がい者やその家族、福祉や芸術等の専門家、事業所や文化施設の職員、文化、福祉、まちづくり等の行政職員、教育関係者、研究者、地域住民など、分野や領域を超えてさまざまな関係者とネットワークを築くこと。

また、ネットワークを通じ、事業についての意見交換や情報共有、芸術文化活動の質の向上などに務め、事業の実施に必要な協力を得ること。

(4)　芸術文化活動（鑑賞・創造・発表）に参加する機会の確保

地域における障がい者の活躍の場を拡げ、多様な人々との交流が促進されるよう、専門家等と連携を図り、障がい者が作品等を鑑賞する機会、日頃の創作活動や新たな価値創造を行う機会、活動の成果等を発表する機会など、さまざまな目的や方法による芸術文化活動に参加する機会を確保すること。

確保に当たっては、支援センター自らが機会を創出する方法、あるいは、地域の–他の主催者等が機会を創出するに当たり、助言や必要な物品・人員等の提供を行う方法も可能とする。

なお、支援センター自らが機会を創出する場合、地域の文化、福祉、教育等の関係者や団体等と実行委員会を構成するなど、地域にノウハウが共有されるように努めること。

(5)　情報収集・発信

展示や公演、上映会などのイベント情報、芸術文化活動の実態把握、作品・作者等に関する情報など、県内の芸術文化活動の情報を収集・発信するとともに、広域センター等と連携し、得られた情報の活用を行うこと。

また、可能な限り国内外の情報収集・発信にも努めること。

その際、障がい特性に配慮しつつ、障がい者本人等に情報が十分届くよう工夫すること。

(6)　事業評価及び成果報告のとりまとめ

地域の障がい者の芸術文化活動に対する支援の現状把握と事業の向上を図るため、事業評価に取り組むこと。

また、実施成果をとりまとめ、広域センターへ報告するとともに、報告書を作成すること。

(7)　支援センターの機能強化

県内のニーズを踏まえ、障害福祉サービス事業所や文化施設等に出向き、相談や専門的知見によるアドバイスを行うこと。

３　補助対象経費

支援センターの運営に必要な給与、諸手当、報酬、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、食糧費及び印刷製本費）、役務費（通信運搬費、手数料及び保険料）、会議費、使用料及び賃借料

４　補助額

上限５，５５０，０００円（対象経費の１０／１０）

５　事業の実施期間

令和７年４月１日から令和８年３月３１日まで

６　申請方法

(1)　公募期間

令和７年６月２日（月）から令和７年６月３０日（月）まで

（必着）

(2)　提出書類

・応募様式（別紙１）

・団体概要（別紙２）

・補助金所要額調書（別紙３）

・事業計画書（別紙４）

・定款、事業報告書、財産目録、貸借対照表の写し

・実施要綱・要領等の関係資料

(3)　提出部数

１部

(4)　提出方法

電子メール、郵送または持参のいずれか

(5)　提出に当たっての留意事項

提出された書類は返却しない。

７　審査方法

書類審査を行い、補助金交付団体（１団体）を選定する。７月上旬に審査結果を書面にて通知する。

８　事業を行う際の留意事項

広域センター等と連携、協力のもと事業に取り組むこと。その際、ブロック研修、ブロック連絡会議及び全国連絡会議の参加に努めること。

９　問合せ先、提出先

〒960-8670

福島県福島市杉妻町２－１６

福島県保健福祉部障がい福祉課共生社会担当

電話:024-521-7170

電子メール：shougaifukushi@pref.fukushima.lg.jp